

●ほんのひとこと

改正著作権法施行までに 出版社がすべきこと

●出版協会長 高須次郎
緑風出版

去る4月25日、電子書籍に対応した著作権の整備と海賊版対策を目的とする「著作権法の一部を改正する法律案」が、国会で可決成立し、来年1月1日から施行される。改正内容について多くの問題点があり、同日、日本出版者協議会は、の「著作権法の一部を改正する法律に対する声明」(243号に掲載)を発表した。

しかし喫緊の問題は、出版社、編集者として何をしなければならぬかである。改正内容が不十分だと騒いだところで、後の祭りである以上、出版社として自衛態勢に入る必要がある。

第一に、今後は出版契約書を著者との間で必ず100パーセント交わさなければならない。しかも、紙と電子について独占許諾契約を交わしている場合は別にして、既刊本にさかのぼって契約書を改めて交わしていく必要がある。従来でも同じことであるが、出版契約書なくして、著作権法の保護はないことを肝に銘じておきたい。

改めて確認するまでもないことだが、著作権法は著作権者が何々することを許諾することができる権利であり、設定著作権は「著作物を複製する権利を専有する」(法21条)著作者が「その著作物を文書又は図画として出版することを引き受ける者に対し、著作権を設定できる。」(法79条)という規定で、あくまで著作者が紙で出版を引き受ける者、つまり出版者に出版を許可しているにすぎない。

改正法も、伝達者の権利である著作隣接権が出版者に付与されたというものではない。出版者が著作者(=複製権者)から付与された義務を履行しなければ、著作権の消滅請求をされ、設定著作権を失うことになることに変わりがない。そして著作物を出版することに関する排他的権利である設定著作権は、設定著作権契約をすることで、初めて出版者はその権利を手にすることができる。

これまでではもっぱら紙の出版だけだったので、出版者は設定著作権契約を締結もせず、口約束でも済ませることができた。しかし今回、あらたに電子出版権が創設されたため、今後は紙と電子の設定著作権契約を必ず締結するか、独占許諾契約

を締結するかしないと、逆に言うと紙のみの設定著作権契約しかできない場合は、他から電子出版が行われるようになり、出版者の経営は厳しいものになる。とりわけ、ここにアマゾンが「なか見!検索」を通じてコピーした本のうち、長期品切れ本などをターゲットにして割り込んでくることは必至である。契約書を交わせないような編集者は編集者でないと言われてもやむをえない。

第二に出版契約書の内容である。出版協会社員社はこれまで設定著作権の書協ひな型、出版協有志が設立した日本出版著作権協会(JPCA)による紙と電子の一体的な独占的な出版契約書ひな型を主に用いてきた。出版社が従来から使用してきた改訂前の書協ひな型は、紙の設定著作権契約を基本に、電子出版についての出版者と著作者との事前協議を加えたものに過ぎないので、これでは改正法に対応できない。JPCAひな型で契約している出版物についてはとりあえず安心である。

出版協としては、改正法に対応した、紙と電子の一体的な設定著作権契約書ひな型と独占許諾型のJPCAひな型を、JPCAと協力して早急に作成し、会員社の利用に供したい。書協も新たなひな型を作成すると思うが、改正法施行までと、施行後6カ月以内に再契約作業を終わらせるには、それを待ってられるかは分からない。

とりわけ、改正法で単行本の文庫化について、紙の再許諾という形で原出版者が文庫出版者に許諾を行えるようになった(改正法80条第3項)。この点は書協系の大手文庫出版社が最後まで紙の再許諾を潰しに掛かったことを忘れてはいけないし、今回の法改正において出版協としての独自主張が通った成果と言える。これまでの泣き寝入りは必要ないのだ。したがって、この点の細かい諸条項、たとえばセールスレポート方式の採用などは、出版協=JPCAひな型でしか作れない。書協ひな型を使っていれば安心だといった権威主義、寄らば大樹の陰主義を続けたい向きはそれでもいいが、今後はよく考えた方がよい。

第三は電子出版についてである。改正法は、従来の紙の出版に、いわゆるCD-ROMやDVDなどのパッケージ系電子出版物を加えて、これらの出版行為を許される者、つまり権利の設定をされた者を第一号出版者とした。またオンライン系電子出版物については、「記録媒体に記録された著作物の複製物を用いて公衆送信を行う権利」(80条第2号)とされ、これらの行為を引き受ける者を、第二号出版者とした。

したがって、河村文化庁次長の答弁にあるとおり、紙の出版はA出版社、CD-ROMについてはB出版社、電子出版はC電子配信業者という形があり得る。

そしてこの公衆送信行為を引き受ける第二号出版者には、アマゾン、アップルやグーグルといったプラットホーム=巨大電子配信業者も含まれる。これは河村文化庁次長も国会答弁で認めている。そうすると、中川正春議員の質問にあるとおり、企画編集を行わないプラットホームが第二号出版権を独占することが可能となり、たとえばアマゾンがある出版物の独占的な電子配信をすることも可能となる。出版社が第二号出版権も専有できれば、電子の再許諾をつうじて、アマゾン、楽天等への配信ができ、読者の利便性も増すのに、これでは読者利益に反する事態も予想される。

改正法でもこれまで通り、別段の定めのない場合を除いて、原稿などの引渡し後6カ月以内に「出版の義務」(改正法81条)が生じる。当然、オンライン型電子出版物の公衆送信義務も生じる。「出版の義務」に違反した場合は、著作権者が3カ月以上の期間を定めて催告しても「出版の義務」が履行されない場合は、著作権者は設定著作権の消滅請求(改正法84条)によって、出版者は設定著作権を失うことになる。たとえば、せつかく電子出版権を著者からもらっても、6カ月以内に電子出版物を配信できなければ、9カ月後には電子出版は他から配信されることになる。

出版社としては、電子出版権を取得するとともに、電子出版の時期は先に延ばす契約をして、当面、電子出版を先延ば

【2頁へ続く】